

社会福祉法人友愛福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第2条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、役員及び評議員にはその職務を行うために要する旅費等費用の支払いをすることが出来る。

(旅 費)

第3条 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する時に、自家用車等の利用がある場合には旅費を支給することが出来る。尚、同日に行われる理事会、評議員会に合わせて出席した場合には、重複して支払わないものとする。

- 2 支給する金額は、出席する役員及び評議員の動向を鑑み、2,000円とする。
- 3 評議員選任解任に係る評議員選任解任委員会が開催される場合における出席者についても、同様に、前項2の金額を旅費として支給することが出来る。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することが出来る。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。